

令和 6 年 6 月 21 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PETボトル事業部

PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しについて

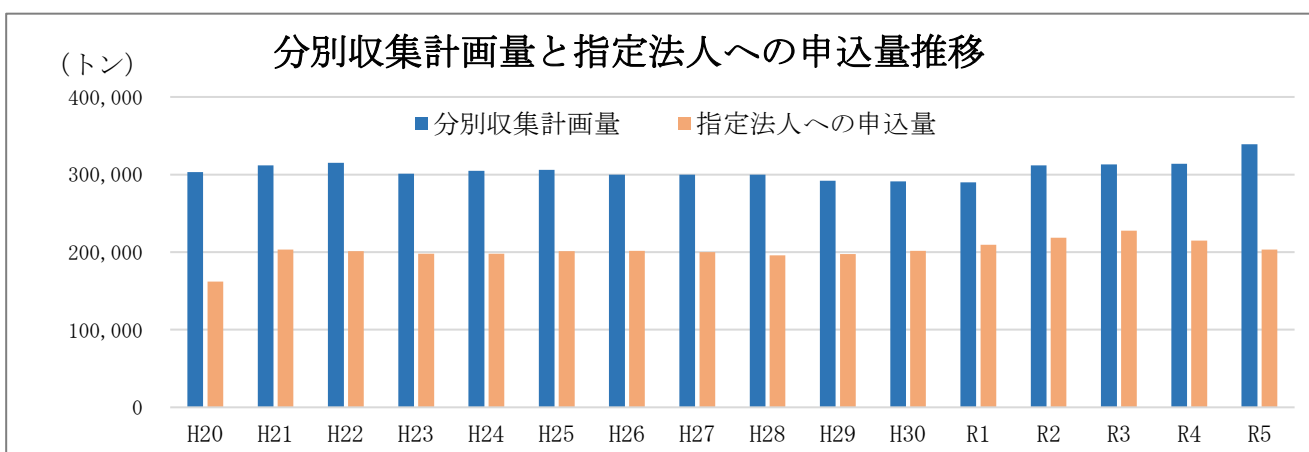
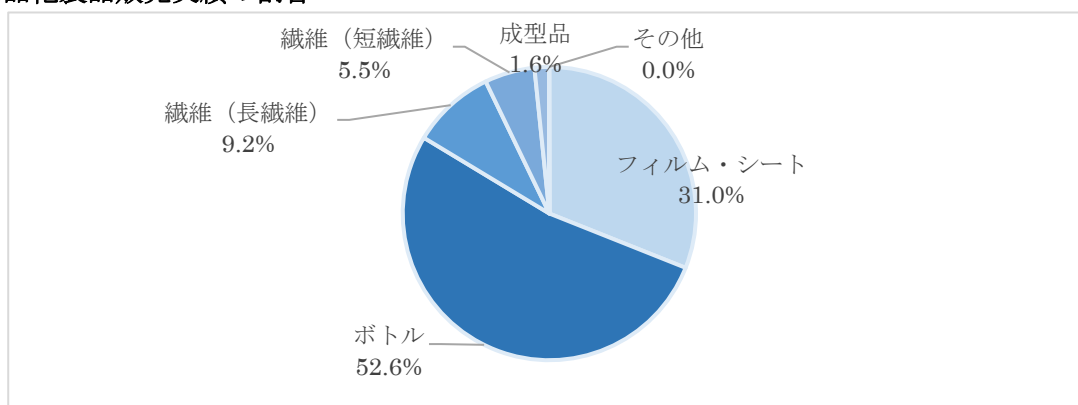
1. PETボトルリサイクルの現状

令和 5 年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済みPETボトルの引き渡し量は約 20 万トンとなり、平成 21 年度以降、引き渡し量は安定した量となっております。これは、容り法の重要性を市町村及び一部事務組合ご担当の皆様方にご理解いただいた結果であると考えております。

当協会の令和 5 年度 用途別 再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の 52.6%、フィルム・シートが 31.0%、繊維（長繊維・短繊維の合計）が 14.7%、成形品が 1.6%となっております。現状として、これら様々な用途があることにより、保管施設ごとの品質のバラツキや市況変動があった際も国内のPETボトルリサイクルを維持している状況です。

令和 5 年度 用途別

再商品化製品販売実績の割合



2. 指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

指定法人ルートへ引き渡した場合、以下3点の利点があります。

(1) リスク回避（① 引き取り継続、② 財政面、③不適正行為）への貢献

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また、費用面では落札結果が逆有償であっても再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和6年度は0%であり、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

(2) 指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用業者に納入された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

(3) PETボトルリサイクル全体像の可視化

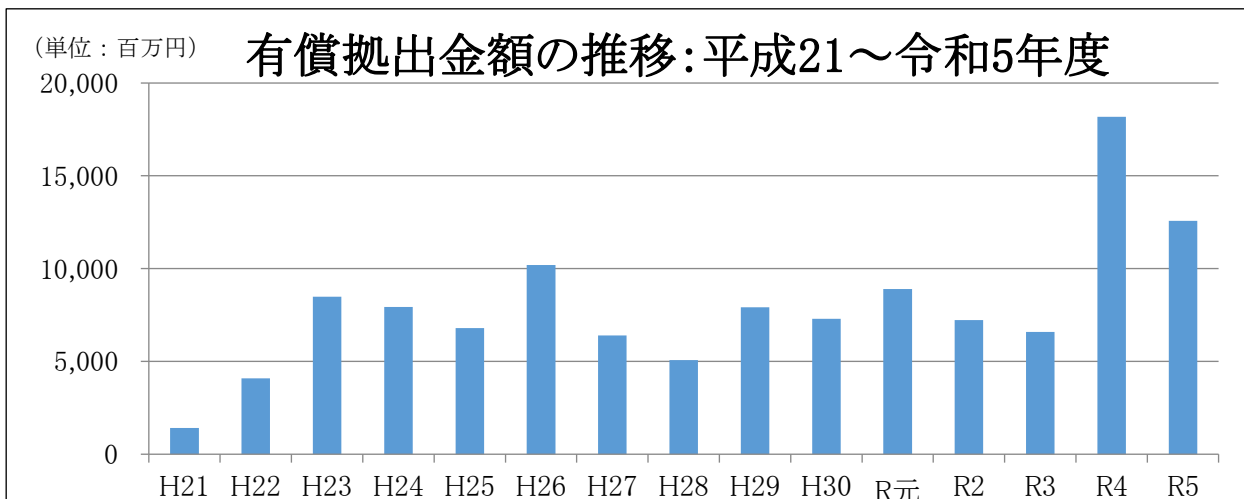
上記（2）のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナーで個々の市町村が引き渡した使用済みPETボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みPETボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成18年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（PETボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近3年間で令和3年度は約66億円、令和4年度は約182億円、令和5年度は約126億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拋出金の計算式は下記のとおりです。

＜PETボトルの有償拋出金の計算式＞

$$\text{上期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拋出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拋出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拋出金の原資である拋出金額には多少の影響が出ます）。

4. 異物混入防止のお願い

注射針や刃物類等の危険物やリチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入しますと再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者の方への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないよう、市町村・一部事務組合の方におかれましてもご対応くださいますようお願いいたします。

5. 保管施設での円滑な引き取り作業について

平成30年6月に改正された「働き方改革関連法」に基づき、自動車運転業務の時間外労働時間についても、令和6年4月より上限規制が適用され、厚労省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等が強化されることとなりました。

これらの規制により、長距離輸送の人員確保のこれまで以上の困難さやコスト増、サービス低下が物流業界に大きな影響を及ぼすことが想定されることとなりました。この問題が「2024年問題」と言われております。

当協会の再商品化事業は、競争入札により、当協会から委託を受けた再生処理事業者ないし、そのジ

ポイントを構成する運搬事業者が各市町村・一部事務組合の皆様から申し込みを受けた保管施設へ分別基準適合物を引き取りに行くこととなります。

今の時点では、当協会の再商品化事業において、明確な2024年問題から生じる影響は把握されておりませんが、今後、想定されうる事象として以下のケースが思料されます。

① 引き取り希望時間に分別基準適合物を引き取りに行くことが困難となるケース

上記のとおり、労働時間の規制により、運送業界の人員確保の困難さから、市町村・一部事務組合の皆様の保管施設への引き取りに際して、引き取り希望の時間（例 8時から9時の間に引き取りに来て欲しい）どおりに引き取りが困難となる場合が想定されます。

② 引き取りする保管施設内での分別基準適合物の積み込み等荷役業務が困難となるケース

人員確保の困難さを起因として、運転資格は保有しているものの、積み込み機材の運転資格を保持していない運転手が、市町村・一部事務組合の皆様の保管施設へ引き取りに行かざるを得ない場合が想定されます。

令和5年6月に経済産業省、農林水産省、国土交通省で定めた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせてはならないとされております。

また、発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものが無いか検討し、改善する。また、取引先や物流事業者から取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案するとあり、これらの改善協議の要請が運搬事業者ないし、再生処理事業者よりなされる可能性が想定されます。

上記に関して市町村・一部事務組合の皆様におかれましても、再生処理事業者、運搬事業者の方から2024年問題改善に向け、協議等ご相談がありましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上の点をご理解いただき、我が国のPETボトルリサイクルシステムの維持向上のために、指定法人への申込みの検討をお願いします。

以上